



特集：市民活動の基礎知識  
団体のカタチ

中間支援センター研修報告

公募企画講座報告

自分たちで創る「持続可能な都市型エココミュニティ」の実際  
水のカムイ観光圏案内人養成講座・安藤誠の世界

市民活動レポート

札幌オオドオリ大学（札幌市）  
常呂川自然学校（北見市）

センターからのお知らせ



# 特集

## 団体のカタチ

前号の特集「市民活動ってなんだろう？」の続きです。「より責任のある継続した活動」を行うために団体となる場合は、どの形態が自分たちの活動目的にふさわしいのかを判断しなければなりません。お読みいただいているしみセンだよりでは法律上の制度の説明をごく簡単にしかできないので、個別具体的な案件は当センターの相談員にご相談ください（要予約）

### 1 非営利型

市民活動を行う団体のカタチとしては最も一般的であり、活動の目的を営利としない団体の総称として使用されます。

収益事業を行ってはならないという意味ではなく、利益を団体の構成員（社員や会員等）に分配しないという意味です。当然ですが、運営費（事務所賃借料や電気代なども含む）や職員の給与支払いなど経費としてかかる分は、自分たちでまかなう（稼ぐ）必要があります。

経常的な団体運営にかかる経費を助成金などで賄うことは難しいですし（助成要綱を確認してください。助成対象外であることが多いかと思いますが）、助成金頼みではすぐに行き詰ります。非営利型であっても、起業するのと何ら変わりはありません。

「市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のもの」の利益の増進に寄与することを目的とする市民活動も目的や活動内容は様々であり、多岐にわたっています。今回はその代表的な団体のカタチをご案内します。

#### ●NPO(任意団体)

2名から発足可能。代表者が最終的な責任を負わなければならないため、個人負担が大きいという側面もあります。団体の活動目的や規則（会則）、会計報告等は、もともと任意団体は行政への届出等が不要なので公開する義務はありませんが、正確に作成しメンバー内で確認することをお勧めします。活動する主体である自分たちが自分たちの活動を確認するためにも、社会に対して公明正大であるためにも、大変重要なものです。

#### ●NPO(特定非営利活動)法人

社員10名以上（職員という意味ではなく、総会で議決権を有する者）、活動目的はNPO法上で決められた20分野に限定されています。要件を満たせば税法上の優遇措置を受けることも可能です。

所轄庁に認証され、登記が完了し法人格を得ることで、団体名での賃貸契約（事務所等）や公共料金の支払い、借入金の契約も（審査が通れば）可能になります。しかし、事業年度ごとに所轄庁に事業報告書や活動計算書等を提出する義務があります。資本金や登記費用等は不要なのですが、解散する時には官報に解散公告を出さなければならないため3万円程度の費用が掛かります。また、解散時に資産があった場合も、関係者で分配することはできません。

その他、設立に関しては当センターで開催している「NPO法人設立基礎講座」（次回は2017年2月3日（金））を受講していただくとわかり易いと思います。

#### ※相談員からの Point

急速な変化に対応するスピードが求められる団体や活動期限があるような活動の場合は、任意団体の方が動きやすいかもしれません。特定の災害復興のための活動団体や「〇〇実行委員会」などが当てはまるかと思います。

法人格の有無にかかわらず、長く活動を続ける秘訣のひとつとして、「みんな（関係者：理事、会員など）が納得する方法（会議・運営システム）」を見つけることがあります。これは各団体の目的や活動内容によりさまざまです。関係者でよく話し合い、自分たちに合った方法を試行錯誤してください。また、理事長など誰か一人だけが頑張り、責任を負う体制は長続きしません。独りにならない組織運営を、みんなで考えましょう。

## 2 非営利と共益目的

### ●一般社団法人

社員2名以上で設立可能です。NPO 法人と比較して設立社員が少ないので、この法人を選ぶ団体も増えていきます。株式会社とNPO 法人の中間に位置する法人といわれることもあります。設立時に非営利徹底か共益目的とするのか選ぶ必要があります(定款に記載するため)。

### ●一般財団法人

拠出財産の300万円以上と設立者1名以上で設立が可能です。拠出金は現金である必要はありません。土地や建物などの財産は評価額となります。土地や建物などの財産を有効活用することを目的とする団体には選びやすい法人かもしれません。

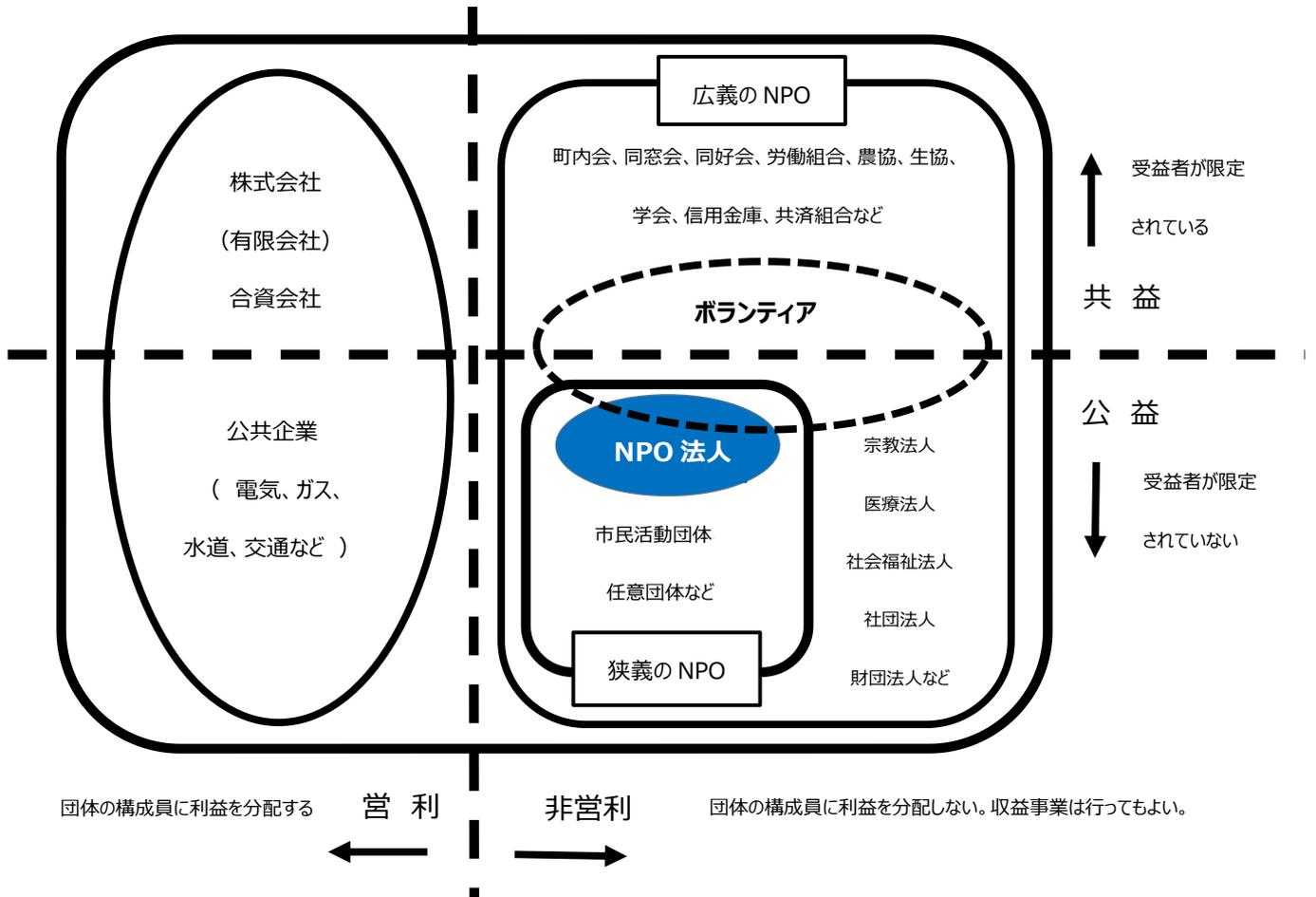
また、博物館や美術館など「財」を守る団体も、このカテゴリを選択する場合があります(公益財団法人)。

一般社団法人、一般財団法人ともに、非営利を徹底(公益目的)することも共益目的で設立することも可能です。公益性とは、不特定かつ多数の人の利益を増やすことを目的としており、一方、共益性とは受益の機会を特定の個人やグループに限定していることを言います。

非営利が徹底された場合は法人税などが非課税になる場合もあります。設立時の定款により判断されます。公証人役場で定款認証後に登記して設立します(準則主義)。解散時には登録免許税や解散公告などで7万円ほどの費用が必要です。

#### ※相談員からの Point

事業型の団体(自主事業による起業、行政からの指定管理や委託が主な事業となる場合など)は、一般社団法人のカテゴリが活動しやすいと思います。



	NPO (任意団体)	特定非営利活動法人 通称：NPO法人	一般社団法人		一般財団法人	
性 格		非営利	非営利の徹底	共益的活動目的	非営利の徹底	その他
根拠法	なし	特定非営利活動促進法 (通称：NPO法)	一般社団法人に関する法律		一般財団法人に関する法律	
事業目的	任 意	NPO法別表記載の 20分野	制約なし		制約なし	
設立要件	任 意	社員10名以上	社員2名以上		拠出財産300万円以上 設立者1名以上	
役 員	任 意	理事3名以上 監事1名以上	理事1名以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が 必要	理事1名以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が 必要	理事3名以上 監事1名以上 評議員3名以上	
設立方法	任 意	所轄庁の認証後に 登記して設立	公証人役場での定款 (非営利性が徹底した 定款) 認証後に登記し て設立 (準則主義)	公証人役場での定款認 証後に登記して設立 (準則主義)	公証人役場での定款 (非営利性が徹底した 定款) 認証後に登記し て設立 (準則主義)	公証人役場での定款認 証後に登記して設立 (準則主義)
余剰金の扱い	任 意	分配不可	分配不可	特定の個人・団体への 分配不可	分配不可	
税制等	収益事業課税、 消費税等	収益事業課税、 消費税等	収益事業課税、 消費税等	全所得課税 (寄付金、補助金にも 税金がかかる)	収益事業課税、 消費税等	全所得課税 (寄付金、補助金にも 税金がかかる)
法定設立費用	無料	無料 (諸経費別途)	11万円+諸経費		11万円+諸経費	
解 散	任 意	官報に解散公告を出す (有料：約3万円弱)	登記及び官報に解散公告を出す (有料：約7万円強)		登記及び官報に解散公告を出す (有料：約7万円強)	

- ・ 認 証：一定の行為または文書の成立・記載が正当な手続きでなされたことを公の機関が証明すること
- ・ 認 定：国・地方公共団体などの行政機関が、各種の事柄の存否・当否などを判断して決定すること
- ・ 認 可：公の機関（行政庁）が第三者の行為を補充して、その法律上の効力を完成させる行政行為
- ・ 準則主義：法律で一定の要件を定めておき、それを備えた社団または財団が設立されたときはただちに法人格を認める主義  
日本では、会社・労働組合などがこの主義による

ここまで、さまざまな団体のカタチについてお話してきましたが、団体のカタチを選ぶ場合は、設立費用や税金の有無などの損得から選ぶことはお勧めできません。自分たちの目的と主な事業内容をしっかりと話し合い、理解した上で最適な団体のカタチを選択することをお勧めします。

そして、法人格を取得することは、活動を進めるためにあたっての通過点に過ぎないことをはじめに確認してください。法人格を取り、団体運営をするだけで手いっぱいになり、活動が思うようにできないというような本末転倒な事態は避けたいものです。

また、活動を進めるうちに新たな活動(事業)が必要になることもあります。同じ団体内の一事業として行うのか、新たな団体を立ち上げて運営するのかを判断する必要も

出てきます。法的に活動を含めた財産等を引き継げる場合、引き継げない場合がありますので、団体内で話し合ったのち、専門家に相談することも必要になってきます。

市民活動とは「社会」に対する働きかけでもあるので、日常生活ではあまり意識しない法律が関係してくる場合があります。調べること(相談することも含めて)が活動を継続してゆく力にもなります。

次回の特集は年度末なので「事業報告書を考える」の予定ですが、来年度には「自分で調べる技術」も取り上げます。また、特集で扱ってほしいテーマがあれば、北海道立市民活動促進センターまでご連絡ください。必ず取り上げることはお約束できませんが、参考にさせていただきます。

\* 北海道庁ホームページより手引きをダウンロードできます \*

- ・ 特定非営利活動法人の手引き「設立編」：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/np/seturituH28.pdf>
- ・ 特定非営利活動法人の手引き「管理・運営編」：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/np/kannriunneiH28.pdf>

## 第二回 市民活動中間支援センター研修

# 「NPO の基礎、NPO 法人設立申請書類」

## 「NPO の会計」

講師：NPO 法人旧小熊邸倶楽部理事長 東田秀美さん  
 税理士、NPO 法人エーピーアイ・ジャパン理事長 瀧谷和隆さん

8月17日(水)、二回目の市民活動中間支援センター研修を開催しました。講師はNPO 法人旧小熊邸倶楽部理事長の東田秀美さんと、税理士であり NPO 法人エーピーアイ・ジャパン理事長の瀧谷和隆さん。今回のテーマは、中間支援センターが担当相談業務には必要不可欠な情報です。説明がうまくできなくても、何を見ると良いかを把握しておくといいいでしょう。(佐藤ゆみ子・記)

### ●NPO と NPO 法人の分岐点を見極める

活動内容が公益的な場合、「NPO 活動」という。NPO は、民間非営利組織(団体)のこと。少人数で自由に運営でき、開始も廃止も自由。NPO 法人は、必要書類を所轄庁に提出し、二か月の縦覧期間を経て認証され、法務局に登録して成立。複数の合意で運営し、収支、経理は会計原則にて行い、総会開催は義務。

実行委員会形式は3年が限度。3年以上や、動くお金が300万を超えたら団体の形を変えていく必要が出てくる。それは、活動・組織の継続性を保つこと、社会に対して責任が持てることが要求されてくるから。

NPO 活動については、本情報誌の「団体のカタチ」参照のこと。また、NPO 法人の設立手続きについては、こちらから(↓)

※ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/np/seturituH28.pdf>

### ●NPO にとって会計は、説明すること

NPO にとって会計の役割は、会員等へお金が適切に使われたことを説明すること。様々な市民に自分たちの活動を説明し理解してもらうこと

### ●NPO 法人会計基準

NPO 法人を支援していこうという人たちに、活動をわかりやすくすることで、信頼と支援を得ていくことを目指し策定された。資料や様式などは、こちらから(↓)

※ みんなで使おう！会計基準

<http://www.npokaikeikijun.jp/>



第三回 市民活動中間支援センター研修

# 中間支援センターの広報：市民につながるための広報とコミュニケーション

講師：広報プランナー、NPO 法人ハズオン！埼玉副代表 吉田知津子さん

9月27日(火)、埼玉より吉田知津子さんをお迎えして、「市民活動における広報とは？」を学びました。それは広報だけに限らない、「貴方」と一緒に場づくりをすることにも関わる大切なことでした。

団体内部だけでなく、外部の方を招いての会議の場も例外ではありません。肩書を外して、素のままのひとりとして意見を述べやすい場をいかに作るか？そして、ひとりの「困った」をみんなの「困った」にする「助けてコミュニケーション」。この実践がすでに広報でもあります(かなり、はしょってますが)。

企業広告は、完成するまでは企業秘密として守られ、公開されればより早く、広く、たくさんの方に届ける必要がありますが、市民活動の広報はすべて逆です。準備段階からいかに市民の協力を得ていくかが肝になります。ゆっくり、じっくりと深く関わることによって見えること、気がつくことを大切にしたいと思う研修会でした。ありがとうと言える環境をつくることも、市民活動には大切なことです。吉田さん、本当にありがとうございます。



また、団体を紹介するリーフレットだけでなく、チラシやホームページなどでつかう言葉(トーン)や大事にする様式(マナー)の重要性も教えてもらいました。その地域独特の歴史や風習などにこだわることも、その団体の空気感をつくり、それが魅力を醸し出すということを、事例を挙げて丁寧にお話していただきました。

広報とは、その団体の魅力を伝えることです。自分たちの魅力をどうとらえるのか？広報のスタートはここからです。つまりチラシをつくる前が大事なのです。もちろん伝えるためのポイントも教え

ていただきましたが、システムチェックに広報するよりも、たくさんの方に相談しながら助けを借りて進むことが重要かもしれないと思いました。

最後になりましたが、一番心に残った言葉は、「広報とはたったひとりに届けるラブレターである」(一番最初にメモした言葉)です。自分と違う意見を持つ「貴方」に届けるのは「果たし状」ではなく、「ラブレター」が良いなあと思わせる(方言使用中)研修会でした。(成田真由美・記)

## 第四回 市民活動中間支援センター研修

# NPOマネジメント：NPOマネジメントの基礎と、市民活動支援機関に求められるチカラ

講師：IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表者 兼  
ソシオ・マネジメント編集発行人 川北秀人さん

10月27日(木)、講師の川北秀人さんのもと、「市民活動にとって大切なことは、一歩先の視野を持って、半歩先のプログラムをつくること」を実践するために必要な考え方を学びました(中間支援センターは二歩先を読む必要あり)。

講座は変化する社会に対応するために、自分たちも変わらなければならないということから始まりました。未来は常に変化しています。そして、その変わって行く先は、様々なデータを積み上げ、読み解くことである程度予測(特定の分野に関しては確実な予測も)することが可能です。それは今までに経験したことのないような状況になるだろうということが理解できました。つまり従来通りのことを粛々で行うだけでは、変わる社会の課題を解決することはできないということです。新しい未来には、新しい課題があるのです。そんな社会に変革をもたらそうとする団体が旧態然とした体制であることはいかかなもののでしょうか？ 社会や環境が変われば、団体のシステムや仕事の仕方も変える必要があります。

ところで、そのプログラムは「NEED(課題)」から発生したものでしょうか？ 自分がしたいことをするのは自己実現であり、したいことが同じ仲間が集まった団体はサークルであり、市民活動とは言えません。市民活動には課題解決の効果が求められます。状況改善だけでなく、原因を特定し解消することもできれば、再発の抑制・防止に繋がり、効き目長持ちという喜ばしい結果を生みます。この考え方は助成金申請など資金提供を依頼する時の企画書作成にも役に立つと思います。

終盤に、講師から「メモを取って満足しているのではないか？」と鋭い指摘がありました…。課題のない社会がないように、問題のない団体もないと思います。参加者は自分たちの団体に戻ってから勝負です！ 頭の固いトップ集団もしくは同僚をいかに説き伏せて、変化する時代に応じた進化を遂げられる団体にできるのか。参加者はみな一様に厳しい表情で帰路につきました。(成田真由美・記)

※ IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]ホームページ：<http://blog.canpan.info/iihoe/>



自分たちで創る『持続可能な都市型エココミュニティ』



公募企画の報告その1

NPO 法人北海道エコビレッジ  
推進プロジェクト

10月15日(土)札幌市生涯学習センター「ちえりあ」で、NPO 法人北海道エコビレッジ推進プロジェクトの企画による公募企画講座『自分達で創る『持続可能な都市型エココミュニティ』の実際～その人らしく暮らす、その人らしく生きる・「アズワンスタイル」に学ぶ～』が開かれました。講師は三重県鈴鹿市にある都市型エコビレッジで、コアメンバーである小野雅司さん(サイエンス研究所)。

小野さんは「アズワンネットワーク鈴鹿コミュニティ」の実践を支える要素として、人間の認知スタイル等の内面への着目と、責めのないコミュニケーションのあり方、そしてそれらがベースとなって生まれる“持続可能な人間関係”の重要性、について話をされました。

さらに、実際の鈴鹿での現象から、人と人の間柄が循環していくと、コミュニティ自体が循環し、モノやお金が循環していくなど、このような価値観をベースに16年かけて発展してきた「アズワンネットワーク鈴鹿コミュニティ」の具体的な事業や活動内容についての解説がありました。私たちが主体となって、身近な地域で『持続可能な都市型エココミュニティ』を構築していくとき、核となる本質的な考え方とその展開手法について、学びを深める機会となりました。

(小椋修次・記)

●アズワンって？

アズワン(as one)とは、「一つの世界」を意味。ジョンレノンの名曲「イマジン」の中で「the world will be as one (世界は一つに)」と歌われている。反目や依存しない自立した人として成長しあうことや、人を責めたり統制する必要のない社会を創ることを目指す。

●サイエンス

常識・固定観念・捉われ・決めつけ等から成る人間観や社会観をゼロから探求、根本から見直す。Scientific Investigation of Essential Nature (科学的本質の探究)の頭文字。“SCIEN” と “ZERO” (ゼロ・零・原点・無・空などの意味)

●アズワンネットワーク鈴鹿コミュニティ

メンバーは100人～150人(登録制でないので実数は不明)。コミュニティの範囲：おおよそ半径1kmぐらいの地域に住んでいる方が多い(共同で生活している訳ではない)。家族のように親しく、怒りや争いなく、豊かに安心して暮らせる人間関係をベースに、義務や責任・規則や罰則等によって、人が縛られるのではなく、一人一人が自分らしい暮らしや生き方を実現できるまったく新しい持続可能なコミュニティ(共同体)

2017年4月～9月 ユネスコ認証の教育プログラム「ガイアエデュケーション」を、アズワンネットワーク鈴鹿コミュニティを舞台に(他2ヵ所)開催予定

# 水のカムイ観光圏案内人養成講座・安藤誠氏が語る道東の自然



## 公募企画の報告その2

### NPO法人くしろ・わっと

9月3日(土) NPO法人くしろ・わっと主催の公募企画講座「水のカムイ観光圏案内人養成講座・安藤誠氏が語る道東の自然」に参加してきました。ちょうど釧路川リバーサイドフェスタが同時開催中の釧路で、第12回くしろ・わっと生誕祭のメインプログラムとして開催されたので、大変な人出の中で、講座も立ち見が出るほどの盛況ぶりでした。

国土交通省から「観光立国ショーケース」に認定された釧路市を核とした水のカムイ観光圏＝釧路湿原・阿寒・摩周＝の魅力の再発見と、今後増大する内外の観光客へのボランティアガイドを育てることを目的に開催された講座で、講座講師を務めるのは、スワロフスキーオプティック社サポートプロガイドであり、環境省委任北海道指定タンチョウ監視員でもある鶴居村在住の安藤誠氏でした。

安藤氏はプロカメラマンとしても活躍しており、彼が撮影した多くの写真を紹介しながら、釧路湿原や阿寒国立公園に生息するさまざまな動植物の生態や園内の川や湖沼群、山岳などが織りなす自然界の有様の魅力やガイドとしてのあるべき姿勢などについて語られ、多くの学びがありました。安藤氏の水先案内人としての豊富な経験に裏打ちされた語り口と、提供された多くの写真は、参加した市民を魅了していたと感じます。その後の質疑応答も活発で、とても有意義な時間でした。

生誕祭では、他にパネル展なども開催されており、多くの市民や団体が駆けつけ、お祝いの言葉を述べていました。また釧路川リバーサイドフェスタでは、わっとの出店もあり、軽食の提供などもありました。私はスタッフの皆さんに、一杯200円のコーヒーとわっとクッキーをごちそうして頂き、しみじみと「釧路市民活動センターわっと」が地域に根差した組織と施設であることを思った一日でした。(東田秀美・記)



# 市民活動 Report



## 夢を持ちながら、札幌で学びあおう

NPO 法人札幌オオドリ大学（札幌市）

札幌オオドリ大学が主催する授業、「ラッパーに会いに行こう」が、市立札幌大通高校で行われた。講師を務めたのは、札幌を拠点に活動するラッパーのMC松島さん。

参加者が書いた札幌ワードが即座にパソコンに打ち込まれプロジェクターに映されていく。「ラーメン」、「時計台」、「海も山も近い」、「藻岩山」、「ヨサコイ」、「雪まつり」…。ラップが完成すると、「さあ、歌ってみましょう！」と松島さん。全員が立ち上がって、リズムに合わせながら、自分たちの言葉が入ったラップを歌った。

札幌オオドリ大学（以下、ドリ大）は、学校教育法に基づいた「大学」ではなく、市民を対象にして公開講座を行う NPO 法人。東京の渋谷を拠点として市民講座を実施している「シブヤ大学」をモデルにして、2010年にスタートした。

ドリ大は教室を持たない。札幌の「まち」全体が、いわばキャンパス。「学び」と「交流」を通して、まちづくりの核になる人間関

係を作っていくことを目的としている。

ドリ大の学長を務める猪熊梨恵（いのくまりえ）さんは1985年生まれ。札幌市立高等専門学校（現・札幌市立大学）で建築デザインを学んだ。

大学名は、札幌の中心である「大通」と、ドリームの「ドリ」をかけて、夢を持ちながら札幌で学び合おう、という願いを込めて「札幌オオドリ大学」とした。

2009年12月にドリ大のプレスタートとして授業が行われた。月数回授業を実施。二年目で生徒が1000人を超え、法人格も取得。その後、ますます生徒数を増やしていった。2015年11月現在で、4歳の子供から84歳まで3050人が生徒として登録されている。授業も月2～3回のペースで行われている。

現在、ドリ大の理事は4人。法人職員10人。事務は猪熊学長を含め2人、賛助会員が100人ほどの体制となっている。先生は、上田前札幌市長をはじめ落語家、映画監督、ピアニストなど309人が

登録されている。授業のプランを練るコーディネーターは15人ほどいる。

猪熊さんによれば、最初この街にドリ大を必要としてくれる人たちがどれだけいるのか不安だったという。実績を積み上げていくなかで、ある人は授業を心から楽しみ、ある人は自分の思いをドリ大で叶え、ある人は「もっと一緒にやろうよ」と言ってくれた、と嬉しそうに話す。

ドリ大の運営は、賛助会員の会費だけで賄っているため、できるだけ経費をかけないようにしている。必要経費としては、コーディネーター料として授業に1コマに対して1万円を支払っているほか、事務員の人件費だけ。さらに、ネットや紙媒体などいろいろな形式で情報発信しているが、それも一本化して経費の削減に努めたいという。

現在、猪熊さんは、FM ラジオ（AIR-G）のパーソナリティーや、誰もが気軽にモノ作りに参加できる工房「メイカーズベース」の店長も兼ねており、札幌の街を元気にするための新たなチャレンジを続けている。

# 市民活動 Report



## 常呂川の自然を見直し、地域の資源に

NPO 法人常呂川自然学校（北見市）

北見市街を流れる小町川（常呂川水系）の河川敷。自然学校が、4月から12月の間、月1回の割合で7年間にわたって実施している市民魚類調査の現場である。

調査をおこなっている小町川は、常呂川最大の支流である無加川に流れ込む細流である。本流である常呂川は、オホーツク海に注ぐ一級河川で、かつてイトムカ水銀工場（現在は閉鎖）が上流にあったことや、家畜の糞尿、畑作からの土砂流出などが続いたため、川の汚染が深刻になり、生物にも多大な影響が出ていた。加えて地域住民の環境意識も低く、悪循環を生んでいたという。

こうした背景があるため、自然学校では小町川の資源調査を2008年から継続的にいき、データを蓄積してその資料を公表することで、環境保護を訴えている。

「小町川は年々、魚類などの生息環境がよくなり、未確認だった生物も見つかっています。いわば、地域の埋もれている自然財産の発掘調査で、そのための基礎デ

ータをつくっていると云えます。今後も調査を続け、市民が愛せる川だと分かってもらいたい」。代表の羽根石晃彦（はねいしてるひこ）さんは、調査の目的をそう説明する。

羽根石さんは工業高校を卒業したあと、会社に勤務して電気関係の技術者として17年間働いた。そのかわり、野鳥の会のメンバーや知床ボランティアレンジャーを務め、美幌博物館の学芸協力員としても活動を続けるうち、地元の常呂川を取り巻く環境に注目する。

若い世代が川を知ること。それが川を考える第一歩で、そこから自分たちが住む地域、住む町を考えるようになっていくはず。そう考え、1997年に自然学校を設立、その4年後の2001年にNPO法人にした。

地域の自然を利用して自然と共存、持続可能な社会を目指すために、環境教育や自然体験、環境調査を通して社会貢献することを目的にして、「行政や企業、市民活動団体と連携しながら街づくりに寄与する」といった方針を打ち出した。

2003年に社会教育支援事業として「子ども自然体験教室」を開始。2008年からは小町川の魚類調査。同時に「野生ホタル調査」も実施。そのほか、高校生を対象に環境科学授業や、社会人を対象にした自然ガイド、カヌー川下り講習会などを開いて、環境保護の重要性を広く訴えている。

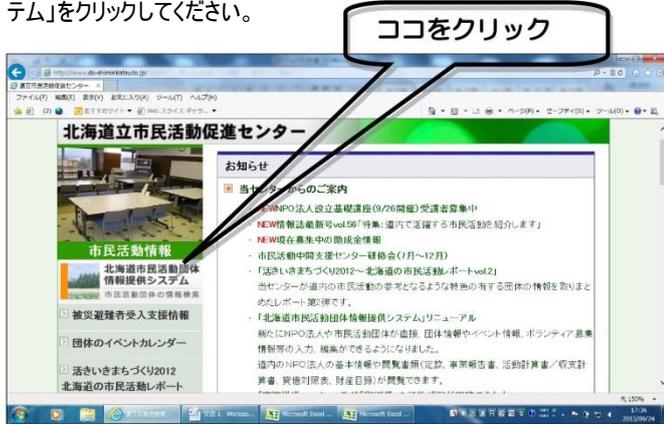
「河岸を完全にコンクリートで固めては、魚は棲めません。例えば、浚渫（しゅんせつ）した土砂を河岸に残すことで、魚が住みやすい環境ができます。土砂があって草が生えれば、その下が陰になって、魚は鳥に狙われないし、エサ場も増えます」河川をただコンクリートで覆ってしまうような護岸工事を行うだけでなく、資源として自然を残すことも大切だと強調する。

「何とか、地域を流れる川をそこに住む人たちの資源や財産として捉え、常呂川を自慢できるよう、これから地域の人たちとどんなことがやれるのか、もっと考えていきたいですね」。羽根石さんは、熱く語っていた。

## ●センターからのご案内その1●

### <情報検索システム>

■道内のNPO法人と市民活動団体の情報を提供しています。当センターのホームページトップ画面の「北海道市民活動団体情報提供システム」をクリックしてください。



(<http://www.do-shiminkatsudo.jp/>)

■このシステムでは、団体名、活動分野、地域、市町村、キーワードによる、道内のNPO法人や市民活動団体の情報検索ができます。また、NPO法人については定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書／収支計算書が掲載されており、閲覧することができます(PDFファイル)。その他、各団体のイベント情報、ボランティア募集情報が掲載されています。ぜひ、ご活用ください。



開館	月～金曜日：9:00～21:00
	土・日・祝日：9:00～18:00
交通手段	J R：札幌駅南口徒歩約13分
	地下鉄：さっぽろ駅（10番出口）徒歩約9分
	地下鉄：西11丁目駅（4番出口）徒歩約11分
	公共地下歩道：（1番出口）徒歩約4分

## ●センターからのご案内その2●

### <NPO 法人設立基礎講座>

市民活動の基礎知識、NPO 法人設立に必要な要件や申請手続き等について学ぶ講座です。コミュニティづくりやボランティア活動、NPO などの市民活動に関心のある方や、NPO 法人設立を考えている方が対象です

#### ■次回開催予定

- ・日時：2017年2月3日(金)18:00～21:00
- ・場所：かでの2・7 1040 会議室
- ・講師：東田秀美さん(NPO 法人旧小熊邸倶楽部理事長)

#### ■お問合せ：北海道立市民活動促進センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目  
道民活動センタービル(かでの2・7)8階  
TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789  
E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp



### 北海道立市民活動促進センター



〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル(かでの2・7)8階  
TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789  
E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>

